

あとがき——ふたたび「日本法史」とは何か——

「日本法（制）史」とは一体何を学ぶための科目なのだろうか。皆さんはそんな疑問や不安を抱えながら本書を読み進めていったことでしょうか。そして本書を一通り読み終えたいまの皆さんに、この未知の分野における様々な内容はどのように響いているのでしょうか。

かつて刊行された日本法史の概説書や教科書などを繙いてみると、例えば、「法制史は、いわば法の眼鏡をかけて歴史を探究しようとするものであり、しかもその眼鏡は時代を追って、度を合わせることでできるものでなければならぬ」と述べられるなかで「日本法制史は、法を通して日本民族の法の生成発展を捉えようとするものである」（高柳眞三『有斐閣全書 日本法制史（一）、有斐閣一九四九年）とされているほか、「法というものは、各時代において、各時代なりの体系を有している」との考え方に立って理解する「日本における法制史」であり、この意味で「日本の法制の歴史を研究の対象とする」ところの「日本法制史学」は「日本における法制の変遷発達を研究する学問である」（石井良助『日本法制史概要』創文社、一九五二年）、などのように記されています。のちには、それまでの日本法史に関する講述の主たる対象であった前近代法史に加えて新たに近代法史が講述の対象として付け加えられ、日本法史の全体を鳥瞰することが試みられるなかでは、「日本民族を規制してきた法の構造と機能を各時代において明らかにし、その変動の歴史を概説すること」（大竹秀男・牧英正編『青林双書 日本法制史』青林書院、一九七五年）などと述べられています。

このように、「日本法史」という一つの学問分野は何のために、何を目的として、何を明らかにしようとするものであるのか、あるいは、その中では何を教えられることが期待されているのか、などという根本的な問題（日本法史が法学あるいは歴史学に跨がる一分野であるという問題も含めて）について、様々な思いを巡らせながら日本法史の全体像を明らかにしようと奮闘していた先人たちの真摯な姿に、あらためて気付かされるのです。

とはいえ、やはり案ずるより産むが易しです。日本法史という分野のもつ様々な魅力を素直な気持ちで実感してもらうためには、皆さんが少しでも関心をもったテーマがあればそれがある意味で大切な授かり物として温めながら、その内容に関する理解を少しずつでも深めてもらうのが一番良い方法であるといえるでしょう。同時にまた、日本法史を学ぶことの大切さや、その学問的な魅力なりをどのようにすれば皆さんに分かつてもらえるのか、さらには、日本法の辿ってきた歴史的な意味を、文化的背景を異にする様々な社会の人々に対してでもどれだけ分かり易く伝えることができるのか、などという課題は、教える側にとってもまさに還るべき原点としてあり続けていくことでしょう。

二〇一六年三月

編者